

唐津市長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成28年1月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 都市計画の種類

唐津都市計画道路 3・4・7号 大手口西の浜線

唐津都市計画道路 3・5・1号 東唐津線

唐津都市計画道路 3・5・17号 二夕子佐志線

唐津都市計画道路 3・5・18号 丸宗線

唐津都市計画道路 3・6・804号 中町中央線

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課